明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業一一）　一
○個人情報の保護に関する法律第八条の規定に基づき医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドラインの全部を改正する件（経済産業二二八）　七

〔官庁報告〕
官庁事項
土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　五五

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六六
裁判所
破産、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人平成二十三年度・事業年度財務諸表（福祉医療機構・自動車検査・水資源機構）、東日本高速道路株式会社工事開始、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四四
会社その他
会社決算公告　八七